

議案第百号

中央区立幼稚園の入園料、保育料等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出します。

令和六年十一月二十一日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区立幼稚園の入園料、保育料等に関する条例の一部を改正する条例

中央区立幼稚園の入園料、保育料等に関する条例（昭和二十二年十二月中央区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「を退園させる」を「の預かり保育の利用を制限する」に改める。

附則第二項中「間」の下に「、別表の規定にかかわらず」を加え、「は、別表の規定にかかわらず、八百円」を「にあつては八百円とし、夏季休業日等以外におけるC階層の預かり保育料の日額にあつては四百円」に改める。

別表中「一、二〇〇円」を「一、四四〇円」に、「四〇〇円」を「六四〇円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の中央区立幼稚園の入園料、保育料等に関する条例附則第二項及び別表の規定は、令和七年四月分以後の預かり保育料について適用する。

（説明）

区立幼稚園における預かり保育料の額の改定等をするほか、預かり保育料が滞納となった場合における利用制限を設けるため、この条例案を提出します。